

 <h1>よろこび</h1>	発行日	令和6年2月1日
	発行所	公益社団法人 大田原市シルバー人材センター
	事務所	大田原市新富町3丁目8番10号 TEL (0287) 23-1255
	編集	会報編集委員会  
	ホームページ	https://www.ohtawarasc.or.jp/



公益社団法人 大田原市シルバー人材センター 理事長 佐藤芳昭



明けましておめでとうございます。

会員・市民の皆様におかれましては、令和6年の新春を健やかに迎えられたものと心からお慶び申し上げます。

また、日頃より当センターの事業運営に格別なご理解ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

ここ数年は新型コロナウイルス蔓延の影響により社会生活はもとより当センターの運営も厳しい状況が続いておりました。その間、この難局を乗り切るために皆様の特段のご理解ご協力をいただき、より一層の事業の効率化、運営経費の縮減等の努力をしておりましたが、おかげさまで公益社団法人として健全な運営を維持できたとともに、会員数や受注額の減少にも改善の兆しが見えてまいりました。

また、昨年6月には3年ぶりに会員の皆様にお集まりいただいたの社員総会を開催した他、10月には同じく3年ぶりとなる一斉ボランティア活動、地区別懇談会を開催することができ、センター事業のPRや会員相互の懇親が図られたところであります。

これまでの会員の皆様のご努力、市民の皆様のご理解に改めて感謝を申し上げます。

さて、今年のシルバー人材センターは、昨年10月から施行された消費税のインボイス制度に加えて、この秋にも予定されているフリーランス新法施行に伴う契約方法の見直しやセンター業務のデジタル化等会員の皆様や発注者の皆様にも影響のある変革の時期を向かえております。

これらの問題に的確に対応しシルバー人材センターの原点である「生きがいを得るための就労」を維持すべく引き続き役職員一同知恵を絞って運営努力をしておりますので、皆様のより一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

震災や大事故で幕が開けた本年ですが、辰年は十二支の中で最も縁起の良い干支とされ、運気が上昇して夢が叶いやすい年と言われているそうです。これからの皆様のご隆盛を祈念しております。



「フレイル」をご存知ですか？

人は年を取ると段々と体の力が弱くなり、外出する機会が減り、病気にならないまでも手助けや介護が必要となってきます。このように心と体の動きが弱くなってきた状態を**フレイル**(虚弱)と呼びます。大事なことは、早めに気づいて適切な取り組みを行うことです。そうすれば、**フレイル**の進行を防ぎ、健康な状態に戻ることができます。

こんな傾向は、**フレイル**かもしれません！

- 疲れやすくなった
- 歩くのが遅くなった
- 筋力が低下した
- 体を動かすことが減った
- 体重が減った

フレイル予防の**3**つのポイント

シルバー人材センターの会員として働くことはフレイル予防の効果があります。是非入会して一緒に働いてみませんか？

社会復帰

趣味活動、ボランティア、
就労、地域デビュー

お出かけの頻度や時間を増やしましょう！
家族以外とも
おしゃべりしましょう！



栄養

食・口腔機能

タンパク質(肉・魚・卵・大豆製品
など)と水分をしっかりとりましょう！
バランスよく食べましょう！
嚙む力維持のために、定期的に歯科
受診しましょう！

身体活動

運動・社会復帰

ウォーキング・ストレッチ等しましょう！
ちょっと頑張って
筋トレをしましょう！

就業希望調査説明会が開催されました!!

●就業希望調査説明会



令和5年11月8日(水)から12月8日(金)まで延べ6日間、本部会議室及び黒羽川西地区公民館多目的ホールにおいて、センターでの働き方や規則などを含め令和6年度の就業希望調査説明会を開催し、多くの会員が出席されました。

●令和5年の配分金等に係わる確定申告について

申告期間 令和6年2月16日(金)から3月15日(金)まで

シルバー人材センターで就業された会員の皆さんに支払われる「配分金」は、所得税法上「雑所得」として取り扱われ、**確定申告又は市県民税の申告をする必要があります**。所得税が課税されない場合でも、**市県民税の申告は必要になります**ので、センターで発行した**配分金支払証明及び配分金を受け取った通帳**を申告会場に必ず持参して下さい。

又、派遣や職業紹介で就業された方は、「賃金」として支払われ、「給与所得」に該当しますので、**源泉徴収票**もあわせて持参して下さい。

※ 配分金支払証明書や源泉徴収票は1月下旬に郵送しますので、申告期間まで大切に保管して下さい。

事例1 (収入が配分金の場合)

$(\text{配分金額} - \text{特別控除額}(55\text{万円}) - \text{基礎控除額}(48\text{万円}) - \text{その他の所得控除額}) \times \text{所得税率} = \text{所得税額}$

※収入が配分金の場合、上記のとおり特別控除額と基礎控除額の合計額103万円までは、申告を行えば所得税が課税されません。

事例2 (配分金のほか公的年金等の収入がある場合)

$\{(\text{配分金額} - \text{特別控除額}(55\text{万円})) + (\text{公的年金等の収入金額} - \text{公的年金等控除額}) - \text{基礎控除額}(48\text{万円}) - \text{その他の所得控除額}\} \times \text{所得税率} = \text{所得税額}$

注1…事例1及び事例2において配分金額が55万円以下の場合の特別控除額は、当該配分金相当額となります。

注2…確定申告の対象となる配分金は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に支払いを受けた配分金となります。

注3…詳細については、大田原税務署(☎22-3115)又は大田原市税務課市民税係(☎23-8725)へお問い合わせ下さい。

●会員の登録更新は2月29日(木)までに

会員登録有効期間は1年となっておりますので、継続する場合は更新手続きが必要です。1月下旬に各会員に送付します。

会員現況調査票等の書類に必要事項を記入のうえ、年会費2,000円を添えて期日までにセンターへ提出して下さい。

期日までに更新手続きをされませんと4月からの就業ができなくなります。

なお、退会される場合も、その旨を記入して提出して下さい。



一緒に働いてみませんか!!「会員募集中」

入会説明会を開催しています



シルバー人材センターでは、一緒に働く会員を募集しています。入会資格は、市内に居住している60歳以上で健康で働く意欲のある方であれば会員になれます。年会費2,000円が必要です。

入会希望の方に毎月第1水曜日午前9時から入会説明会を開催しています。説明会に参加する場合は予約が必要です。シルバー人材センター事務局までお電話下さい。

TEL (23) 1255

作業風景

屋外清掃



植木剪定



植木刈込



施設管理及び受付



障子張替



屋内清掃



公益社団法人 大田原市シルバー人材センター



〔本部〕 〒324-0055 栃木県大田原市新富町3丁目8番10号
TEL 0287-23-1255 FAX 0287-23-1408

〔黒羽支部〕 〒324-0233 栃木県大田原市黒羽田町401 (シニアプラザ清流荘内)
TEL 0287-54-0186 FAX 0287-54-0182